

## 土木工事材料の使用についての運用

土木工事材料の使用承諾、検査、使用量の確認については、次のことを参考にし、適正に運用されたい。

- ※1 1) 工事材料の使用は、工事目的物の品質を確保するため土木工事共通仕様書において、予め監督員の承諾を得ることが定められている。
- 2) 土木工事共通仕様書第2編第1章第2節材料の見本または資料の提出を定める、監督員の指示による材料については、特に指示のない場合は、契約約款第13条第2項(工事材料検査)の運用についての「別表」の材料とする。
- ※2 1) 資料及び見本の提出は、別紙「材料使用届(I・II)」による。
- 2) 材料の製造工場、産地、品質等の変更及び追加材料がある場合は、再届出をし監督員の承諾を得る。
- ※3 材料の検査は、契約約款第13条第2項(工事材料の検査)の運用についてにより行う。
- ※4 1) 使用量は、主要工事材料使用総括表(I・II)を提出。
- 2) 納入伝票については、請負人が整理保管しておく。
- 3) 納入伝票を整理、提出する材料は監督員の指示による材料(薬液注入材及び地盤改良材)とする。

なお、茨城県土木部指定工場制度に関する指定資材と指定品目については、下表によるものとする。

茨城県土木部指定工場制度に関する指定資材と指定品目

資材名	指定品目
砕石	M-30、C-40、C-80、路床用砕石
道路用鉄鋼スラグ	HMS-25、MS-25、CS-40
コンクリート再生砕石	RC-40、RB-40
レディーミクストコンクリート	
アスファルト混合物	アスファルト混合物、再生アスファルト混合物
コンクリート製品	積みブロック、連結ブロック、大型ブロック 張ブロック、長尺U字溝本体、長尺U字溝蓋